

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

九州（福岡）国民年金 事案 2850（九州（福岡）国民年金事案 2680 及び 2774 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 9 月から平成 4 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 9 月から平成 4 年 9 月まで

私は、申立期間について年金記録確認第三者委員会に 2 度申し立てたが、いずれも記録の訂正は認められなかった。

年金記録確認第三者委員会からの通知の中で、昭和 61 年 4 月当時は A 市 B 区に住民票があったとされているが、当該時期に妻と一緒に C 市役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったことは間違いない。

今回、平成 19 年に D 社会保険事務局（当時）から郵送された被保険者記録照会回答票の申立期間に係る「市区町村名」欄に「C 市」と記載されていることから、当該期間に係る国民年金の加入手続を同市役所で行い、国民年金保険料を同市で納付した証拠として同回答票を提出するので、当該期間の保険料について納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に申立人の厚生年金保険手帳記号番号を基に付番されたものであり、同年 9 月に申立期間に係る国民年金被保険者資格の記録が追加されていることが確認できることから、当該期間は、当該資格記録の追加処理が行われたことにより生じた未納期間であり、当該処理が行われるまでは未加入期間であったと考えられること、ii) 同年 1 月より前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないこと、iii) 戸籍の附票によると、申立人の C 市への転入日は 4 年 4 月 2 日と記載されており、申立人が昭

和 61 年 4 月において同市で加入手続を行ったとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 25 年 8 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時は、事情があり C 市への住民票の異動を行っていなかったが、同市に居住していたことは間違いなく、同市において国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたとして、再度申し立てている。

しかしながら、C 市によると、同市に住民登録が無い住民に対しての国民年金の手続は取り扱っていないことから、社会保険事務所（当時）で手続を行うか、同市に住民登録を行ってから加入手続を行うよう案内していたと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 26 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 19 年に D 社会保険事務局から送付された被保険者記録照会回答票の申立期間に該当する箇所「市区町村名」欄に「C 市」と記載されていることが、当該期間に係る国民年金の加入手続を同市役所で行い保険料を同市で納付した証拠であるとして同回答票を提出し、再度申し立てている。

しかしながら、前述の回答票の記載について日本年金機構 E 事務センターに照会したところ、当該回答票において申立期間に該当する箇所に記載されている期間は、申立人に係る国民年金被保険者期間を示すものであって保険料を納付した期間を示すものではなく、「市区町村名」欄の「C 市」との記載については、当該期間に係る国民年金被保険者資格の記録を平成 9 年 9 月に追加処理した際に、オンラインシステムの取扱い上、当該追加処理時点において申立人の住民票があった同市が表示されたものであって、同市で国民年金の加入手続及び保険料の納付が行われたことを示すものではないと回答しており、提出された回答票の記載が、申立人が当該期間当時に同市役所で加入手続を行い保険料を納付したことをうかがわせるものではない。

このほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 5439

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月  
私が A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。  
申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提供した申立人名義の口座に係る入出金記録によると、A 社に係る給与の振込記録は確認できるが、申立期間に係る賞与が振り込まれた記録は確認できない。

また、B 社は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

このほか、申立人に対し申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。